

## 鹿児島県における大雨警報の切り替え（重要変更）について

昨年から土砂災害警戒情報の発表を開始した鹿児島県では、平成18年出水期から、土砂災害についての大雨警報の切り替え（重要変更）を止め、土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

### 1 土砂災害に警戒を呼びかける情報の経緯

気象庁では平成12年から、大雨警報を発表した後で、土壌雨量指数からさらに重大な土砂災害の危険性が高いと判断される場合には、大雨警報の切り替えを行い警戒文に「過去数年で最も土砂災害の危険性が高まっています」などのキーワードを用いて一層の警戒を呼びかけています。また、平成16年からは、その警戒文の冒頭に「重要変更！」を付しています。

一方、多くの人命を失う土砂災害に対し、国土交通省河川局砂防部と気象庁は、平成15年6月の学識経験者で構成する委員会での検討に基づき、都道府県砂防部局と気象庁がそれぞれ有する情報を総合化して共同で発表する「土砂災害警戒情報」を全国的に導入することとし、平成17年9月1日から鹿児島県で土砂災害警戒情報の発表を開始しました。

土砂災害警戒情報により大雨警報の切替（重要変更）の役割を果たすことができることから、この委員会の報告書では、「土壌雨量指数を活用した大雨警報の切り替えは、土砂災害警戒情報が地域防災計画に位置づけられた段階で発展的に解消する」としています。

### 2 鹿児島県地域防災計画への「土砂災害警戒情報」の記載と大雨警報の切り替え（重要変更）の発展的解消

鹿児島県では、平成18年3月に県地域防災計画に「土砂災害警戒情報」の目的、内容、伝達体制等が記述され、同情報が発表された場合の防災機関等の対応が明確になります。

これを受けて鹿児島県では、平成18年3月31日をもって、土砂災害についての大雨警報の切り替え（重要変更）を止め、土砂災害への警戒の呼びかけは、「大雨警報」と「土砂災害警戒情報」によることとします。

### 3 土砂災害警戒情報の発表の推進

土砂災害警戒情報については、平成19年度までに全ての都道府県で発表できるよう、都道府県と協力して準備を進めています。

なお、土砂災害警戒情報を導入するまでの間は、当該气象台から従前通り大雨警報の切り替え（重要変更）が発表されます。